

## 消防職員の失職及び処分について

- 平成30年12月27日に救急搬送中に交通死亡事故を起こし、過失運転致死傷被告人の職員について、禁固1年6月執行猶予3年の判決（令和元年6月5日言渡し）が確定したことにより、本日、失職となりましたのでお知らせいたします。
- また、所属職員を管理監督する職責にあった職員及び関係職員に対し、懲戒等の処分を行いましたので併せてご報告いたします。
- このたびの事故によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご家族はじめご親族並びに負傷された方々に対しまして、心より深くお詫び申し上げます。また、圏域住民の皆様にも、消防に対する信頼を失墜させたことに関しまして、深くお詫び申し上げます。
- 当組合消防本部では、二度とこのような重大事故を起こさないために、事故再発防止対策委員会を設置し、再発を防止する具体策をまとめるなど、職員が一丸となって事故防止体制の整備・強化を図るとともに、住民の生命・身体・財産を守る消防職員の使命について改めて全職員に指導を徹底し、圏域住民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

### 1 事件概要

平成30年12月27日（木）午後1時58分頃、宮城県登米市東和町米谷地内の三陸縦貫自動車道 上り車線 71.2キロポスト付近において、気仙沼消防署古町出張所の救急隊が石巻赤十字病院への救急搬送中、2tトラックに追突し、傷病者の付添人1名が死亡し、傷病者1名、救急隊員3名とトラックの運転手1名が負傷した。

当該事故により、救急機関員（運転手）は自動車運転処罰法違反（過失運転致死傷）の罪に問われ、令和元年6月5日に禁固1年6月執行猶予3年の判決言渡しを受けた。

## 2 失職となった職員

- (1) 職・氏名 気仙沼消防署古町出張所 消防士 小山 潤  
(2) 失職日 令和元年6月20日

## 3 管理監督責任者等の処分

### (1) 処分対象者及び処分内容

	処分内容	所属	職位の区分 (事故当時)
1	減給10分の1 1か月	気仙沼消防署	消防司令長
2	戒告	消防本部	消防監
3	戒告	消防本部	消防司令長
4	戒告	気仙沼消防署	消防司令長
5	戒告	気仙沼消防署古町出張所	消防司令
6	戒告	気仙沼消防署古町出張所	消防士長

※上記の外、2名を文書厳重注意、1名を口頭厳重注意といたしました。

- (2) 処分年月日 令和元年6月20日